

監 査 告 示 第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づき、平成23年3月11日に提出された下呂市職員措置請求について監査した結果を、同条第4項の規定により公表します。

平成23年 4月28日

下呂市監査委員	中島 春生
下呂市監査委員	中島 博隆

第1 請求の受付

1 請求者

住所 岐阜県下呂市●●●●●番地●
職業 ●●●● ●●●●●●●●
氏名 ●●●●●●●● ●●●●

2 請求の提出

平成 23 年 3 月 11 日

3 請求の要旨

①請求者提出の下呂市職員措置請求は、次のとおり（原文のまま）

平成 21 年 10 月 20 日に下呂市環境部環境施設課においては、「件名：ごみ処理手数料（切断を要する刈り草）の設定について」と題する起案書が起案され、同日付で部長決裁がなされている。

ところで、平成 16 年 3 月 1 日条例第 69 号「下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」第 6 条の一般廃棄物処理手数料第 2 項には「手数料の算定の基礎となる数量は、市長の認定するところによる」となっている。しかるところ、当時の環境部長●●●●は、自身の決裁限りで、このごみ処理手数料の基礎となる数量の改定を行っているようである。そうすると、当該の行為は条例違反であり、職権乱用に該当するものと思われる。

よって、ごみ処理手数料改定後に下呂市クリーンセンターに持ち込まれた刈り草の手数料は不当なものであり、最終決裁者である●●●●に過払金を返還請求するものである。

②事実証明書

事実証明書として次の書類の添付があった。

ア 起案書【平成 21 年 10 月 20 日付 ごみ処理手数料(切断を要する刈り草)の設定について】（以下「起案書」という。）

イ 下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成 16 年 3 月 1 日条例第 69 号。以下「下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」という。)

ウ ごみ持込処理手数料請求書（平成 21 年 12 月 11 日付）

4 請求の要件審査

本件請求については、法第 242 条に定められた要件を具備しているものと認め、平成 23 年 3 月 15 日付でこれを受理した。

第2 監査の実施

1 請求者の証拠の提出及び陳述

請求者に対して、法第 242 条 6 項の規定に基づき、請求者の証拠の提出及び陳述の機会を設けようとしたところ、請求者より陳述を行わない旨の回答を得たので省略した。

2 監査対象事項

請求者から提出された請求書、事実証明書の内容から、監査対象事項は次の点とした。

- (1) 起案書になされている部長決裁は、下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の違反及び職権の乱用に該当するか。
- (2) ごみ処理手数料改定後に下呂市クリーンセンター（以下「クリーンセンター」という。）に持ち込まれた刈り草の処理手数料は不当な公金の徴収に該当するか。
- (3) 最終決裁者である●●●●に過払金を返還する義務はあるか。

3 関係対象部局

環境部 総務部

4 関係職員からの事情聴取等

平成 23 年 4 月 12 日に環境部関係職員、総務部関係職員から、また平成 23 年 4 月 18 日に市長から事情を聴取した。

第3 監査結果

本件請求については、次のとおり決定した。

(主文)

本請求は理由がないものと認める。

理由は以下のとおり

1 事実関係の確認

○廃棄物の処理方法及び手数料の徴収

下呂市の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）等関係法令に則り、処理され、手数料は下呂市廃棄物の処理及び清掃に関す

る条例の別表に明記されているところによる。

なお、下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例は、平成 22 年 9 月 17 日に改定されたが、別表の様式が変更されるにとどまり、処理手数料等については変更されていない。

○施設手数料の設定について（刈り草 30cm 以上）

関係職員調査から、刈り草を含む木くず・草木については、長さや太さによって取扱い基準が異なるとの説明であるが、条例等で明文化されているものはない。

起案書は、粗大ごみの処理方法、基準値を設定したものである。また、当該手数料の設定による処理手数料が徴収されていることも、事実証明書及び関係職員調査から確認できた。

施設手数料の設定について（刈り草 30cm 以上）

（１）刈り草の焼却処理方法

市クリーンセンターでは、刈り草（30cm 以上の長さ）を焼却炉に投入した際、焼却手前の供給機にからまらないよう、30cm 程度に破砕若しくは切断が必要である。このため、事前に切断を行わなければならない。

（２）刈り草の手数料の検討

①破砕や切断が必要な可燃性のごみは、下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 6 条の別表により、生活に伴って生じた廃棄物の個人搬入分の可燃性粗大ごみと事業活動に伴って生じた廃棄物、事業者搬入分に分類される。また、委託業者搬入分（市のごみ収集業務）では、刈り草の搬入は、30cm 以下のみしか取り扱いしない。

②分類では、生活に伴って生じた廃棄物、個人搬入分で区分される手数料は、一個当たり 600 円、また、事業活動に伴って生じた廃棄物、事業者搬入分で区分される手数料は、一個当たり 1000 円で、一人で搬送可能な物と定められている。

③刈り草の場合は、トラック等で搬入されるため、②の規定に基づき、次の通り、算定する。一人で搬送可能な物の重さの基準約 30 kg 前後とされているため、１個当たりを最大 1 割増の 33 kg と定める。（基準値）

（３）手数料の設定

手数料の体系は、１個あたりの設定のため、次の通り設定する。

持ち込まれた重量÷基準値＝個数を正数化し（端数切り上げ）、その正数（持ち込み個数）×一個当たりの手数料とする。

料金の目安は、生活に伴って生じた廃棄物、個人搬入分で区分される手数料では、1 kg当たり約 18 円となる。

また、事業活動に伴って生じた廃棄物、事業者搬入分で区分される手数料では、1 kg当たり約 30 円となる。

ただし、特定外来生物の草のみについては、防除のため、無料で駆除する。

○専決について

下呂市事務決裁規程（平成 18 年 3 月 31 日訓令第 10 号。以下「事務決裁規程」という。）第 4 条では、「この規程に基づいてなされた決裁権者の決裁は、市長のなした決裁と同一の効力を有するものとする。」とされている。また、専決事務については、同規定第 6 条別表 2 において個別の専決事務が定められているほか、第 7 条では専決の例外措置として、

- ①市議会に関すること
- ②異例又は先例となると認められるもの
- ③紛争若しくは論争のあるもの又はそれらのおそれのあるもの
- ④法令の解釈上疑義又は有力な異説のあるもの
- ⑤政治性を伴うもの
- ⑥重要なもので、市長の特別の指示により処理するものは、専決することができないとされている。

2 判断

請求者の主張に対して、次のとおり判断する。

- （1）起案書になされている部長決裁は、下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の違反及び職権の乱用に該当するかについて。

確かに請求者が主張するとおり、下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 6 条第 2 項には「手数料の算定の基礎となる数量は、市長の認定するところによる。」とされている。一方で、下呂市事務決裁規程では専決が認められている。

住民に負担を課す手数料等を定めた事柄については、条例等に明記す

ることが必要であるが、本件の場合、粗大ごみの処理方法、基準値を設定したものであり、非常に多くの種類がある廃棄物について、個々に明記することは困難である。

当該運用は、合併前の益田広域連合の運用で、起案書は従来の運用を明文化したものであり、これによって金額・その他を変更したのではなく、刈り草に限らず、畳やじゅうたんといったその他の粗大ごみについても同様の運用であると判断できる。

条例にうたわれる「市長」とは、市長個人のことを指すものではなく、職務上の「市長」であること、さらに、下呂市事務決裁規程第7条における専決の例外に該当するものではないと考えられることから、本件の専決は合規的であると認められ、請求者の主張している条例違反及び職権の乱用とは言えない。

ただし、起案書には「手数料の検討」や「手数料の設定」など、新たな料金設定をしたと誤解を受ける表現となっている。今後、文書表現等にも十分留意し、誤解を招かないよう事務処理されたい。

(2) ごみ処理手数料改定後にクリーンセンターに持ち込まれた刈り草の処理手数料は不当な公金の徴収に該当するかについて

基準の長さ以上の刈り草がクリーンセンターに持ち込まれた際は、職員が破砕もしくは切断する必要があることから、通常の可燃ごみ扱いとなる刈り草と処理手数料を比較した場合、高額となることは止むを得ない。

また、本件については処理金額に関わらず、刈り草をクリーンセンターにて処理したことには相違ないため、相当の手数料が必要となる。よって、処理手数料の徴収は不当な公金の徴収であるとは言えない。

(3) 最終決裁者である●●●●に過払金を返還する義務はあるかについて

上記のような理由から、返還する義務はないと判断する。